

2024年3月27日

交通事故に係る職員の懲戒処分
について

1・2について 総務部人事課

課長 杉内 泰史 TEL：924-2048

3について 教育委員会教育総務部総務課

次長兼課長 渡部 洋之 TEL：924-2428

本日付けで、下記のとおり、交通事故に係る3件の懲戒処分を実施しました。

全職員に対し、「市民の安全・安心を守るべき市職員としての責務・立場」を自覚させるとともに、「交通法規の遵守」「安全運転の徹底」について、改めて指導し、再発の防止に努めてまいります。

記

1 退勤中における交通事故（人身・軽傷）に係る職員の処分

処分内容	戒告	処分年月日	令和6（2024）年3月27日
事件概要	40代の職員（男性）は、令和5（2023）年9月26日（火）の午後7時21分頃、帰宅のため、市内鳴神一丁目地内の国道4号の側道を普通乗用自動車以南方向へ走行中、四方向全てが赤色の点滅信号となっている交差点において、信号に従い一時停止後、時速約10kmの速度で交差点内に直進して進入したところ、交差点内に右側（西方向）から直進してきた自転車と出会い頭に衝突した。 この衝突により、自転車の運転者に怪我を負わせるとともに、自転車を破損させた。		

2 私用運転中における交通事故（人身・軽傷）に係る職員の処分

処分内容	戒告	処分年月日	令和6（2024）年3月27日
事件概要	60代の職員（女性）は、令和5（2023）年10月7日（土）の午後2時57分頃、私用のため、市内大町二丁目2番4号地内の県道を普通乗用自動車により時速25～30kmの速度で南方向へ走行中、前方の車両が信号表示に従い停車しているのに気付くのが遅れ、前方車両に追突した。 この追突により、相手方の運転者及び同乗者に怪我を負わせるとともに、相手方の車両を破損させた。		

3 交通事故（死亡事故）を起こした会計年度任用職員の処分

被処分者	教育委員会 地域公民館 会計年度任用職員 60代 男性		
処分内容	停職3か月	処分年月日	令和6（2024）年3月27日
事件概要	被処分者は、令和5年10月18日（水）午後3時00分頃、私用のため普通乗用自動車を運転し、市内富久山町久保田字古町地内の信号機が無く、見とおしの悪い交差点に、徐行をせずに時速30km程度の速度で、東方向から西方向へ向かい直進して進入したところ、同交差点の右側（北方向）から直進してきた自転車（自転車側に一時停止の標識あり）と、出会い頭に衝突した。		

この衝突により、自転車を運転していた相手方は、被処分者が運転する普通乗用自動車のフロントピラー（フロントガラスを支えている骨組み部分）に頭を強く打ち、意識不明となって病院に救急搬送されたが、事故発生から2日後、お亡くなりになられた。

狭隘な道路で、左右の見とおしがきかない交差点を進行するにあたっては、徐行義務（道路交通法第42条）があるにも関わらず、被処分者はその義務を怠った過失により、結果として、相手方がお亡くなりになるという重大な事態に至ったものである。

このことは、公務員の信用失墜行為の禁止（地方公務員法第33条）に反するものであり、全体の奉仕者たる公務員にふさわしくない行為である。